

監査報告書

平成 26年 5月 27日

学校法人 塚本学院
理事会 御中
評議員会 御中

学校法人 塚本学院

監事 山口 義孝 ⑩

監事 佐藤 重勝 ⑩

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人塚本学院寄附行為第10条第6項に基づき、学校法人塚本学院の平成25年4月1日に始まり平成26年3月31日に終了される平成25年度の学校法人の業務、財産の状況について監査を行ないました。

監査の方法は、理事会および評議員会等の会議に出席し、業務報告を聴取し、理事の業務執行の妥当性を検討しました。また、関係資料を閲覧するとともに、監査法人より説明を受け、計算書類等について検討をおこないました。

監査の結果、学校法人の業務に関する決定及び執行は適切であり、財産目録ならびに貸借対照表、資金収支計算書、消費収支計算書は会計帳簿の記載金額と一致し、法令および寄附行為に従い、学校法人の収支状況および財産状況を正確に表示しているものと認めます。

以上